

藤沢市特定子ども・子育て支援施設等の確認事務取扱要綱

令和元年7月10日制定

令和3年3月31日改正

令和6年12月20日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号。以下「法」という。）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年6月9日内閣府令第44号。以下「府令」という。）の規定により、この市が行う特定子ども・子育て支援施設等の確認に関し必要な事項を定めるものとする。

(確認の申請)

第2条 特定子ども・子育て支援施設等（法第7条第10項に規定する施設又は事業であって、法第58条の2の規定に基づき市長が確認する施設又は事業）の設置者又は事業を行う者（以下「設置者等」という。）は、法第58条の2の規定に基づく確認の申請を、確認を希望する日までに行わなければならない。ただし、法第7条第10項第4号に規定する施設等については、同項及び府令第1条の規定を踏まえ、神奈川県から発行された「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」（以下「証明書」という。）の交付日以降に確認の申請を行うものとする。なお、新規開設施設等については、証明書が発行されるまでの期間に限り、自主点検表により認可外保育施設指導監督基準に適合している旨の自主点検結果を神奈川県に提出し、神奈川県が発行する「認可外保育施設の自主点検表について（通知）」（以下「受理通知」という。）を添付することで、確認の申請を行うことも可能とする。

2 前項に規定する確認の効力は、市長が申請を受け付けた日以降から生ずるものとする。ただし、法第7条第10項第4号に規定する施設等については、証明書の交付日、または受理通知に記載された受理日以降の申請者が希望する日まで遡って確認の効力は生ずるものとする。

3 第1項に規定する確認の申請において府令第53条の2に規定する申請書は、特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（第1号様式）とする。

4 市長は、第1項に規定する確認の申請があったときは、特定子ども・子育て支援施設等確認通知書（第2号様式、以下「確認通知書」という。）により、確認の効力が生ずる日等を附して通知するものとする。ただし、確認通知書による通知が不要と考えられる場合は、この限りでない。

(変更の届出等)

第3条 法第58条の5及び府令第53条の3に規定する届出は、特定子ども・子育て支援施設等確認事項の変更届（第3号様式）を提出することにより行うものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、特定子ども・子育て支援施設等確認事項の変更届受理書（第4号様式、以下「変更届受理書」という。）により、

当該申請者に対して通知するものとする。ただし、変更届受理書による通知が不要と考えられる場合は、この限りでない。

(確認の辞退)

第4条 設置者等は、法第58条の6第1項に規定する確認の辞退をするときは、市に事前に報告の上、予告期間前に特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届受理書（第6号様式、以下「辞退届受理書」という。）により、当該申請者に対して通知するものとする。ただし、辞退届受理書による通知が不要と考えられる場合は、この限りでない。

(確認の取消)

第5条 市長は、法第58条の10第1項の規定に基づく確認の取消又は確認の効力の全部若しくは一部の停止を行う場合は、特定子ども・子育て支援施設等確認取消等通知書（第7号様式）により行うものとする。

(公示に係る変更事項の確認)

第6条 市長は、法第30条の11第1項の確認をした法第7条第10項第5号に規定する事業を行う者に対し、府令第53条の6第6号の規定に係る変更の有無について、市長が別に定める様式により、毎年度確認するものとする。

2 市長は、前項の規定による確認の結果、変更がある場合であっても、前項に規定する様式の提出をもって法第58条の5に規定する変更の届出があったものとみなし、法第58条の11に規定する公示を行うものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、特定子ども・子育て支援施設等の確認に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則（令和元年7月10日制定）

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(事前事務)

2 第2条に規定する申請については、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）附則第2条の規定に基づき、この要綱の改正の日から行うことができるものとする。

附 則（令和3年3月31日改正）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和 6 年 12 月 20 日改正）

この要綱は、公布の日から施行し、令和 6 年 1 0 月 1 日から適用する。